を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）（平成 22 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

I_{16} ＝ 1.000
I_{17} ＝ 0.917
I_{18} ＝ 0.883
I_{19} ＝ 0.867
I_{20} ＝ 0.87800
I_{21} ＝ 0.93300
I_{22} ＝ 0.93417
I_{23} ＝ 0.93850
I_{24} ＝ 0.95483
I_{25} ＝ 0.97900
I_{26} ＝ 0.950
I_{27} ＝ 0.917
I_{28} ＝ 0.9017
I_{29} ＝ 0.9033
I_{30} ＝ 0.90950
$I_{令元}$ ＝ 0.71200
$I_{令2}$ ＝ 0.71700
$I_{令3}$ ＝ 0.04800
$I_{令4}$ ＝ 0.11500
$I_{令5}$ ＝ 0.15833

J_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備事業債特別分及び旧地域総合整備事業債特別分（平成 16 年度から平成 19 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

K_{16} ＝ 1.000
K_{17} ＝ 0.917
K_{18} ＝ 0.883
K_{19} ＝ 0.867

を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）（平成 22 年度から令和 4 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

I_{15} ＝ 1.000
I_{16} ＝ 0.910
I_{17} ＝ 0.821
I_{18} ＝ 0.791
I_{19} ＝ 0.776
I_{20} ＝ 0.78791
I_{21} ＝ 0.83627
I_{22} ＝ 0.83776
I_{23} ＝ 0.84194
I_{24} ＝ 0.85896
I_{25} ＝ 0.866
I_{26} ＝ 0.851
I_{27} ＝ 0.821
I_{28} ＝ 0.8090
I_{29} ＝ 0.8104
I_{30} ＝ 0.64612
$I_{令元}$ ＝ 0.63836
$I_{令2}$ ＝ 0.03179
$I_{令3}$ ＝ 0.04299
$I_{令4}$ ＝ 0.10299

J_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備事業債特別分及び旧地域総合整備事業債特別分（平成 15 年度から平成 19 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

K_{15} ＝ 1.000
K_{16} ＝ 1.000
K_{17} ＝ 0.902
K_{18} ＝ 0.869
K_{19} ＝ 0.852